

日米安保条約の延長と朝日新聞

—社説にみる日本防衛論(3)—

水野均

1 問題の所在

『朝日新聞（以下、『朝日』とも略す）』は、日米安保条約（以下、安保条約とも略す）にどのような姿勢で臨んでいたか。この疑問に対して筆者は既に、1951年における日米安保条約の締結と、1960年における同条約の改定に焦点を当て、当時『朝日』の発表した社説に基づいて検討を試みた。そして『朝日』は締結・改定の両時期とも、日米安保条約に対して一種の「条件つき容認論」を日本政府に働きかけると同時に日本国民の世論を啓発し、安保条約の改定後も、「容認するための条件が未だ十分に達成されていない」との立場をとった、という一応の結論に達している⁽¹⁾。

こうした『朝日』の提示した「条件」とは、具体的に何をさすのであろうか。そして安保条約の改定後、その条件は十分に満たされたのであろうか。

以上の疑問に回答を見出すため、今回は、1970年における日米安保条約の自動延長及び1972年に実現した沖縄の日本への返還に伴う安保条約の沖縄への適用問題に関する『朝日』の展開した主張を、前稿に引き続き同紙の社説を基に検討したい。

(1) 拙稿「日米安保条約の締結と朝日新聞—社説にみる日本防衛論」『千葉商大論叢第41巻第3号』2003年、67－87頁。同「日米安保条約の改定と朝日新聞—統・社説にみる日本防衛論」『千葉商大紀要第42巻第1号』2004年、21－41頁。

2 改定直後の安保条約と『朝日』

安保条約が改定された翌年の1961年7月6日、ソ連のフルシチョフ首相（兼共産党書記長）は、モスクワで開かれたソ連と北朝鮮との友好集会で演説し、「日米をはじめとする西側諸国は、極東における緊張緩和と安全保障を実現しようと我が国が行った諸提案（日米安保条約の廃棄要求を含む）をことごとく拒絶した結果、我が国は北朝鮮との間に友好協力相互条約（ソ朝相互援助条約）を締結した」と発表した⁽²⁾。この条約は第1条に、「締約国のいずれか一方が、他国あるいは国家同盟から武力攻撃を受けて戦争状態に突入した場合、他方の締約国は直ちに軍事的及びその他の援助を行う」と規定しており、米国を中心とする自由主義（西側）陣営からの武力攻撃を想定したものであることは、ほぼ明白であった⁽³⁾。

これに対して『朝日』は、同月8日付の社説「ソ朝軍事同盟は何を目指すか」でこの問題を取り上げ、「日米安保条約はソ朝相互援助条約のような全く無制限な相互援助条約ではなく、改定前も改定後も防衛的な性格のものである」と、ソ連側の主張に否定的な見解を示した。その一方で社説は、「ソ連による日米安保条約の破棄要求を日本政府が拒否したことを、ソ朝相互援助条約を締結した理由に挙げるソ連側の主張には、日本国内の世論を混乱させようとする狙いを感じるので、世論が動搖したり政府が軍備拡充政策に走らないように強く警告したい。」と論じていた。そこには、日米安保条約を「外圧」から守ると同時に、同条約の存在が日本の対ソ・対中関係に悪影響を及ぼさないよう日本政府に十分な配慮を求める姿勢が示されていた。

さらに同年8月16日、来日したソ連のミコヤン副首相は、「日米安保体制の存在が日ソ関係の完全な正常化を妨げており、日本の国土から外国の軍隊及び軍事基地が一掃されることを期待する」と記したフルシチョフからの親書を、池田勇人・首相に手交した⁽⁴⁾。これに対して池田は同月29日、「日ソ両国が国交を回復した時点

(2) 『朝日新聞』1961年7月7日。

(3) ソ朝相互援助条約の全文は、横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』有斐閣、1981年、294頁。

(4) 『朝日新聞』1961年8月17日。

で、日米安保条約は既に存在していた」、「日米安保条約は国連憲章第51条の規定した個別的・集団的自衛権に基づく防御的な性格のものであり、その点は改定によって一段と明瞭になっている」、「ソ連は軍事ブロックの完全な解消を主張しているにもかかわらず、旧安保条約の締結以前に中ソ同盟条約を結び、さらに最近には北朝鮮とも相互援助条約を結ぶなど、その行為に対しては納得がいかない」と、フルシチョフに反論する内容の親書をソ連側に送付した⁽⁵⁾。まさに日本政府は、『朝日』の指摘どおり、「フルシチョフ親書に対して国民の多くが抱いた疑問と見解を代弁した」（『朝日』1961年8月29日付の社説「池田返書と日ソ関係のあり方」）のであった。

一方、この時期の東南アジア地域は、南北ベトナム間の対立等により大きく動搖していた。1962年5月16日、米国の国防総省はラオスの国内情勢が緊迫化したのに對処するため、在日米軍基地から軍用機をタイに移動させたことを発表した⁽⁶⁾。そしてこの移動について外務省は翌17日、「タイは非交戦国であり、米軍が日本の基地から直接交戦国に出動しているわけではないので、日米安保条約第6条に基づく事前協議の対象とはならない」との見解を明らかにした⁽⁷⁾。

これに対して『朝日』は、同月18日付の社説「在日米軍の移動と国民の不安」で、「アメリカがタイに進駐することは、（安保条約における事前協議の対象とされる）戦闘作戦行動ではないかもしれない」が、「アメリカの好まない事態の変化のために、戦闘作戦行動に転化しうる危険性もないといえぬ」ゆえに、「万一にも、日本をズルズルッと知らないうちに（戦争の）渦中に巻き込むようなことがあってはならない」として、「（日本）政府は、この際どうしても“事前協議”的取り決めを政治的に生かすことによって、新（安保）条約そのものを生かして適用するよう努力を重ねねばならぬ」と主張した。

このように、この時期の『朝日』は、日米安保条約に対する明確な賛意を示してはいなかったものの、従来どおり、日本政府と共に安保条約を「外圧」から守り、安保条約を支える日本国内の基盤が動搖しないような方向で議論を展開していた。そして翌1963年6月、内閣総理大臣官房の発表した世論調査結果では、「日米安保

(5) 同上、1961年8月29日。

(6)(7) 同上、1962年5月17日。

条約が日本の平和と安全に役立っているか」という問いに、「わからない」という回答が最も多い47%を示したものの、「役立っている」が37%と「役立っていない」の16%を大きく上回り、安保条約に対する否定的な見解の割合が低下する傾向を示しつつあった⁽⁸⁾。

3 ベトナム戦争と『朝日』

1965年1月3日、『朝日』は「世界平和への積極的寄与」と題する社説の中で、「米ソ両陣営がそれぞれ形成した集団安全保障体制（そこには日米安保体制も含まれる）の対立と均衡が世界の平和を維持しているのが今日の現状であるが、各国はより確固とした世界平和維持機構の実現に努力すべきである」と論じつつ、「日米安保体制は、あくまで日本の自衛を目的として作られたもので、日米間の軍事的攻守同盟というようなものではない」と付言していた。

しかし同年2月7日、米空軍による北ベトナムへの爆撃を皮切りに米国がベトナム戦争への介入を強化し、在日米軍基地から米軍の部隊がベトナムの戦地へと出動する頻度は次第に高まりつつあった。こうした事態に対して日本の国内では、「ベトナムは日米安保条約の適用地域とされる『極東』の範囲を逸脱しているのではないか」等の疑問が世論や野党から提起された。これに対して日本政府（佐藤栄作内閣）は、「『極東』の範囲外で発生した武力紛争等が『極東』内部の平和に脅威を与える場合、米軍は日本国内の基地から出動し得る」との見解を発表し⁽⁹⁾、駐日米国大使館の関係者も「在日米軍がベトナムの戦地に直接出撃することは、日本政府との事前協議を経なければできないが、それが一度別の地域に移動した後にベトナムでの戦闘に関与する可能性はある」と述べていた⁽¹⁰⁾。

これに対して『朝日』は同年5月3日、「今こそ平和憲法の精神を」と題する社説を掲げ、「安保条約によって日本が米国に軍事基地を提供しているのは、日本自

(8) NHK放送世論調査所編『図説：戦後世論史（第2版）』日本放送出版協会、1982年、169頁。

(9) 椎名悦三郎・外務大臣の答弁。第51回国会参議院予算委員会会議録第17号（1966年3月24日）、28頁。

(10) 『朝日新聞』1965年5月3日。

身の防衛と、極東の平和、安全を確保するためであって、もしこのため、日本にかかわりのない他国の紛争に巻き込まれるような結果を招来するならば、それは安保条約締結の目的と相反する結果ともなる」と主張していた。

その一方で日本政府は、同じ年の9月1日、外務省で第6回日米安全保障協議委員会が開かれた際、提出した討議資料の中で、「日本の国民の多くは平和を望み、戦争に巻き込まれたくないという気持ちを持っている」と指摘した上で、「現在の情勢の下では、米国は日本にある基地を直接ベトナム戦争へ出撃する基地として使用するようなことはないと確信するが、米国の考えはどうか」と、米国政府側を聞いた。しかしこれに対して米国側は、「米国のベトナム政策に対して日本の国民は好意的な理解を示してもよいのではないか」と述べるにとどまった⁽¹¹⁾。これに関連して『朝日』は翌9月2日付の社説「期待はずれの日米安保会議」で、「事前協議を必要とする事態が起こらぬようにすることも、むろん大切だが、それよりももっと重要なことは、かりに事前協議をするにしても、これ（在日米軍基地からの直接の出撃）を認めないと政府の決意をかためておくことではないだろうか。」と不満を指摘した。この経緯にみられるとおり、当時の日本政府もまた、『朝日』の主張と同様に、「安保条約を日本が戦争に巻き込まれないように運用する」方針で事態に対処していたと言える。

そのような中、翌1966年2月17日、ソ連政府は、「米国がベトナムに対する戦争を遂行するに際して、日本の領土や資源を利用しておる、日本もまた、それを特需と受け取っている」と、日本のベトナム戦争への姿勢を非難する内容の新たな覚書を日本政府側に送付した⁽¹²⁾。これに対して日本政府は同月26日、「米国が日米安保条約に基づいて、日本の国内で施設・区域を利用し、物資を調達するのは当然であり、日本は紛争当事者に対して武器・弾薬の供給を含むいかなる軍事援助を行っておらず、ソ連の非難は事実に反している」という回答文書をソ連側に返送した⁽¹³⁾。

これに関連して『朝日』は同月27日付の社説「政府の対ソ回答に思う」で、「（日本の米国に対する）直接の軍事協力はもちろんないにしても、特需の増加といった

(11) 同上、1965年9月1日、9月2日。

(12) 同上、1966年2月18日。

(13) 同上、1966年2月27日。

ことがらが間接的な誤解を招きやすい」ゆえに、対米協力を「日米安保条約に基づく通常的な義務遂行の範囲内に止めるよう、政府も民間も努力と自制を惜しんではならぬ」と指摘する一方、「(日本) 政府はアメリカのベトナム戦略から慎重に一定の距離を保とうとしながら、(ベトナム戦争の) 早期の平和解決を希望してきて」おり、「佐藤内閣が米国への戦争協力を買って出ているような姿勢にあるともいいえまい」と論じていた。ここには、ソ連がこれまで日米安保条約への批判を寄せた文書に対してと同様、安保条約を「外圧」から擁護しようとする姿勢が表れていた。

以上に述べたような日本の国内・国際情勢を背景に、1970年に期限を控えた日米安保条約への対応が、政治上の重要な課題として浮上することとなった。

4 民社党の対安保政策案と『朝日』

1965年11月24日、民社党の幹部会は、「日米安保条約を1970年の期限に際して改定すべきである」という内容を含んだ次年度の運動方針案を決定した。そして安保条約の具体的な改定内容として、(1)在日米軍の駐留を、日本が他国から侵略された場合、または侵略される恐れがあると政府が判断して米国に要請する場合を除き、原則として撤廃する（米軍の「有事駐留」論）、(2)安保条約第6条に基づく事前協議を行う場合は、日本側は拒否権を完全に行使し得ることを認める、としていた⁽¹⁴⁾。この方針案は同年12月に開かれた同党の党大会でも承認され、翌1966年3月17日、同党の中央執行委員会は、この方針に基づく「安保条約の改定に関する基本方針」を決定した。

これに対して政府側は、佐藤首相が同年3月、参議院の予算委員会で、「日米安保条約は1970年以後も長期間にわたって固定化したいが、その際には現行の安保条約と同じような文言で再び条約を締結することも有り得る」と、安保条約の大幅な内容変更に消極的な見解を示した⁽¹⁵⁾。また外務省も同年4月16日に発表した「日米安保条約の問題点について」という文書の中で、「外部からの侵略に対して、米国がわが国と共にその防衛の責を負うことを認める」限り、「米軍に日本国内での基

(14) 同上、1965年11月24日。

(15) 第51回国会参議院予算委員会会議録第10号（1966年3月9日），31頁。

地の使用を許すのは、日本として最小限の義務を果たすことに他ならない」のであり、米軍の「有事駐留」が「平時は（日本の）邪魔になるから一切の米軍の基地の使用を認めない。しかし日本が侵略を受けた場合、米軍は日本の求めに応じて助けに来なければならない」という意味ならば、「これは集団安全保障の国際通念に反するもので、いわば保険料の支払いを拒みながら、保険金の支払いは要求するというに等しい」と、民社党の安保条約改定案を批判した⁽¹⁶⁾。

これに対して同月20日、民社党の国会対策委員会は「在日米軍の常時駐留と基地の恒常的な保有が（日本における）国内世論の分裂、日米間の友好関係の阻害などを引き起こしている現状に鑑み、これを早急に打開する必要がある」と、外務省の見解に反論した⁽¹⁷⁾。すると外務省は同じ日、「在日米軍は規模縮小に伴い、事実上『有事駐留』の傾向を強めており、この状況は今後も一層進展することが期待できる」という「非公式見解」を発表した⁽¹⁸⁾。また外務大臣の椎名悦三郎も翌21日、参議院内閣委員会で、「外務省としては『有事駐留』論の精神を否定しないが、日本を防衛する機能を損ねてまで、現行の『常時駐留』方式を変更することはできず、日本政府としては『常時駐留』の弊害をなくすために努力を続けるが、『有事駐留』方式を実現し得るとは考えていない」と、民社党の安保条約改定案に否定的な見解を改めて表明した⁽¹⁹⁾。

こうした動きの中で、『朝日』はまず1965年11月26日付の社説「民社党の安保改定論」で、「有事駐留」論を取り上げ、「双務的な安全保障条約の通念からいっても、『用のある時だけ守りに来てもらいたい』に近い改定要求には疑問が生ずる」ゆえに、「政党の責任においての議論であれば、実現の可能性についても十分な説得性をもたなければ」ならず、「『有事駐留』化を前提にすれば、米国からの要請は別としても、わが国の自衛力のあり方についての疑問が生ずる」と、批判的な論説を開いた。

他方で『朝日』は、1966年4月20日付の社説「日本の安全をどう考えるか」で、外務省の文書「日米安保条約の問題点」（前出）に触れて、「現行安保条約の長期固

(16) 『朝日新聞』1966年4月17日。

(17) 同上、1966年4月20日。

(18) 同上、1966年4月21日。

(19) 第51回国会参議院内閣委員会会議録第21号（1966年4月21日）、7頁。

定化が必要だという結論を先に出して、それを基礎づけることを主眼としている印象が」強く、「どういう結論を導き出す場合にも、あらかじめ十分検討しておかねばならぬ基本的事実が示されなければならない」にもかかわらず、「その努力のあとが感じられない」と、内容への疑問を呈示した。しかしそ後の部分には、「安保条約が日本の平和と安全に役だったことは、それなりに評価されなければならない」との一文が加わっていた。

さらに外務省が、「有事駐留」論に関する「非公式な見解」（前出）を発表した直後の同年4月22日、『朝日』は「有事駐留の構想」と題する社説で、「有事に（米軍）基地が使用できるよう平時に十分な整備をしておくことも、（「有事駐留」を実現するための）重要な条件の一つであろう」と、「有事駐留」論にも一定の理解を示す一方、「在日米軍の基地や米軍基地の数の逐次縮小に向け、実際問題として『有事駐留』の傾向は強まっている」と指摘するなど、以前と変わらず外務省寄りの立場に変化は見られなかった。

実際、同年3月31日時点における在日米軍の規模は、1951年と比べて総兵力が26万人から3万4千7百人に、基地の面積が1,353km²から304km²へと、それぞれ大幅に削減・縮小が進んでいた⁽²⁰⁾。さらに興味深いことに、同じ年の6月、自民党の発表した「我が国安全保障に関する中間報告」は、「安全保障の見地からすると、有事駐留か常時駐留かの問題は、どちらが戦争防止のため、より効果的であるかの問題に帰着する」ゆえに、「（日米）安保条約存在の意義そのものが、戦争抑制を第一義としているのであって、その効果を持続するためにも、いわゆる『有事駐留』は我が国にとって有利とは考えられない」と記していた⁽²¹⁾。

このように『朝日』は、「有事駐留論」の趣旨に一定の理解を示すものの、それを安保条約の再改定方針として打ち出すことには批判的な立場に終始した。その限りで『朝日』は政府や自民党と共同歩調を取っていた。

(20) 田中明彦『安全保障』読売新聞社、1997年、169頁。

(21) 渡辺洋三・岡倉古志郎編『日米安保条約—その解説と資料』労働旬報社、1970年、148-162頁。

5 社会党の対安保政策案と『朝日』

その一方、世論の安保条約に対する姿勢には変化が表れていた。1966年の2月、NHKが発表した世論調査の結果では、「日本の安全保障政策の望ましいあり方」という問いに、「日米安保志向」を挙げたのは27%と、「自衛志向」の14%を上回ったものの、「(非武装) 中立志向」を選んだのは選択肢中で最多の42%に上っていた⁽²²⁾。

そして同じ年の5月、社会党の石橋政嗣・外交防衛政策委員長は、安全保障政策に関する「石橋構想」を発表した。同構想では、日本の安全保障方式として「非武装中立の実現を究極の目標とし、日米安保条約の廃棄を目指す」という社会党の基本方針を変更してはいなかったが、「社会党政権成立の日に一方的に安保廃棄を宣言」するのではなく、「日ソ・日中間に友好不可侵条約を締結した後に、外交的に対米政府間交渉を行い、国際舞台に働きかけ、他方、国民の安保廃棄の世論と国民運動を盛り上げ、これらの諸活動の結合によって安保条約廃棄と米軍基地の撤去を実現」すると提案していた。その上で安保条約を廃棄した後には、日米両国の友好関係を希望するという観点から、「新たに日米相互友好条約の締結」を実現し、その上で日中米ソを参加国とする集団安全保障条約を締結して「日本の中立と不可侵を保障する」と、(実現の可能性は別として) 従来よりも具体的な内容を示していた⁽²³⁾。

ところが、この構想は、社会党の執行部から、「安保条約が存在するまで中ソ両国と友好不可侵条約を結ぶというのは、我が党が安保条約を認めているかのような誤解を与えるおそれがある」として批判されることとなった。そして結局、同年8月末、社会党のまとめた「日本の平和と安全のために」と題する安全保障政策の構想には、日米安保条約の廃棄について、「一方的な通告だけでなく外交上の手続きを経て行う」と記された程度で、「石橋構想」に記されたような、安保条約の廃

(22) 前掲書『図説：戦後世論史（第2版）』、167頁。

(23) 日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党四十年史』日本社会党中央本部、1985年、812－814頁。

棄と日中・日ソ友好不可侵条約の締結との間にある前後関係や具体的な手順を、ほとんど明らかにしていなかった⁽²⁴⁾。

このような社会党の動きに対して、『朝日』は同年5月9日付の社説「論議たけなわの安保問題」で「石橋構想」に触れ、「安保条約があってもなくても、そう変わらぬような状態をつくり、安保条約がなくても心配ないという国民心理の上に立つて、懸案の安保廃棄に移行すればよいという考え方なのだろう」とした上で、「“何でも反対”の社会党がようやく実際に実行しうるような政策を考える方向に転じはじめたことを、重視したい」と、一定の評価を下していた。しかし同年9月2日付の社説「社会党の安保長期政策」では、「日本の平和と安全のために」について、「『石橋構想』が示していた安保条約破棄の具体的な過程が削除されたために、『日本が非武装になっても大丈夫か』という国民の疑問に答えておらず、説得力を欠く」として、厳しく批判していた。

結局、翌1967年1月に行われた衆議院総選挙で、社会党は「非武装中立の実現」を外交政策案として掲げたものの、改選前の141議席とほぼ横ばいの140議席に終わつた⁽²⁵⁾。『朝日』は翌2月9日付の社説「社会党再建への課題」で、「有権者が安保条約の破棄に賛意を示すには、それで国の安全は保障されるのだという国民の安心感が確立されていなければならぬのに、社会党は楽観的過ぎる」と、社会党の安保条約への対応に警鐘を発していた。

6 安保条約をめぐる政党間の対立と『朝日』

一方、国会での安保条約をめぐる議論の停滞は、政府・与党と野党の間における対立を一層深刻化・複雑化させることとなった。

まず野党の公明党は、1968年4月に党大会を開き、「中道主義による世界平和実現への道」と題する外交・安全保障政策案を採択した。この案では、日米安保体制の中で「日本の平和に危険を及ぼす要素を除去し、実質的な形骸化を目指す」ため、「在日米軍基地のうち、日本の防衛以外の目的で使用されているもの、国民大衆に

(24) 石橋政嗣『石橋が叩く』ネスコ/文芸春秋、1991年、155-157頁。

(25) 『朝日新聞』1967年1月30日。

悪影響を及ぼすもの、核兵器を持ち込んでいるものを大至急撤去し、日本への返還を求める」、「『事前協議』制度について、日本からの協議の申し入れを行う権利を認め、核兵器の持ち込みを協議の対象とする」等の具体的措置を実現する、との提案を行っていた⁽²⁶⁾。同年3月末の時点で、在日米軍基地の面積は303km²にまで縮小していたものの、総兵力はベトナム戦争の激化に影響を受け、減少傾向から反転して4万7百人へと増強されていた⁽²⁷⁾。

この案について『朝日』は、同年4月11日付の社説「公明党の安保新政策」の中で、「米軍基地をはじめとする安保体制の形骸化は、どのようにして可能になるのか」、「事前協議にしても、もし公明党の要求どおりに実施されるとしたら、それは米側にとって安保条約の死を意味する」と疑問を呈し、「このような疑問に対して、公明党の答えは極めて楽観的だ」が、「野党の場合、どのように政策を整備したとしても、その実現性は、すべて党勢拡大にかかっている」ので、「政府・自民党が推進しようとしている核・安保政策を抑制または修正させうるか、どうかは、今後に待つほかはない」と、積極的な評価を下してはいなかった。

また同じ日の25日、外務省は「日米安保条約に基づく事前協議は、①配置における重要な変更（陸上部隊の場合は1個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は1機動部隊程度の配置）、②装備における重要な変更（核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設）、③日本から行われる戦闘作戦行動（条約第5条に基づいて行われるものと除く）のための基地としての日本国内の施設・区域の使用、を対象として行われるものと了解する」という解釈を発表した⁽²⁸⁾。『朝日』と外務省は期せずして、「事前協議」制度の信頼性を擁護する姿勢を共に示していた。

そして同じ年の7月に行われた参議院の選挙でも、1970年に期限を迎える後の安保条約への対応が、大きな争点となった。「日米安保条約を自動的に延長する」を公約に掲げて選挙に臨んだ与党の自民党に対し、野党側では社会党が「安保条約の期限が切れた後に米国に対して安保廃棄の意志を明らかにし、外交政策でこれを実

(26) 公明党『中道主義による世界平和実現への道』1968年、18-31頁。

(27) 前掲書『安全保障』、169頁。

(28) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、771頁。

現する」、公明党は「米軍基地の総点検と大規模な撤廃による安保条約の段階的解消」、民社党が「米軍の『有事駐留』方式に安保条約を改正する」、共産党が「民主連合政府を作った後に、安保条約第10条に基づいて同条約の終了を米国に通告する」をそれぞれ公約に掲げて、議席を争うこととなった⁽²⁹⁾。

『朝日』は投票を2日後に控えた同月5日の社説「参院選挙と安保問題」で、特に「意見を述べておきたい」と前置きし、まず第1点として、「安保条約は、第3国による軍事的脅威の存在を前提とした条項を中心としており、政府・自民党が中国を現在の軍事的脅威と捉えて不安を抱くのも、根拠がないとはいえない」けれども、「専門家によれば、中国が日本に核攻撃や核による脅威を与える可能性は極めて少なく、日本国民の不安感を薄める基本方針としては、中国との和解と交流を進め、共通の利益の絆を深めることである」と論じた。さらに第2点として、「在日米軍基地は日本の安全のみならず、米国の対アジア戦略からみた『極東の平和と安全』の維持のために使用されて」おり、「それは、自衛隊の海外派兵ができない日本にとって、安保条約の片務性を埋めるための代償とも解釈できる」が、「安保条約第5条（日本の共同防衛）の発動を必要とするような可能性が少ないのでに対して、米軍基地による被害は基地周辺の住民の生活を現実に圧迫している結果、米軍への基地提供という『代償』が今や不釣り合いなものとなっており、この問題を放置すれば日本の対米感情が悪化し、日米関係にも亀裂が生じかねない」と指摘したうえ、「（日米両国）友好関係は軍事的な結びつきだけによるものでないことを、アメリカ側に説得するよう努力する必要がある」と主張していた。

以上のとおり、『朝日』はこの社説でも、日米安保条約自体を決して否定的なものとは評価しない（第1点）ばかりか、日本が対米防衛義務を負わない代わりに米軍に基地・物資等の便宜を提供しようとする安保条約の基本構造にさえも強く変更を求める（第2点）、「対米・対中関係を悪化させないように安保条約を運用する」ように、日本政府に訴えていた。それは、『朝日』の従来から掲げる、日米安保条約への「条件つき容認論」の発現でもあった。

選挙の結果、自民党は改選前の139議席とほとんど変わらない137議席を獲得して

(29) 各党の公約は、『朝日新聞』1968年7月5日。

引き続き第1党の座を維持した一方、社会党は改選前の76議席から65議席へと減少した。他方で、公明党は20議席から24議席、民社党は6議席から7議席とそれぞれ改選前より議席を増やし、共産党は同数の4議席を占めた⁽³⁰⁾。安保条約のあり方をめぐって、国会の議席配分はまさに「多様化」の様相を呈していた。

7 日米安保条約の自動延長と『朝日』

前述した参議院の選挙結果は、日米安保条約に対する有権者の考え方にも表わされていた。翌1969年1月、『朝日』は防衛・安保問題に関する世論調査の結果を公表した。そこではまず、「日米安保条約が日本のためにになっているか否か」という問い合わせに対して、「ためになっている」という回答が33%で、「無回答」の31%、「ためになっていない」の29%を上回った。しかし、「日本を防衛する方法」という問い合わせには、「中立を守る」が58%と、「米国に頼る」の24%を大きく引き離した。さらに「日米安保条約への対応」という問い合わせには、「機会を見てやめる方向にもっていく」が42%と最も多く、「いつでもやめられる形で米軍に頼る」が15%、「必要時だけ米軍に来てもらうように改定する」が13%、「安保条約を廃止する」が12%、「無回答」が13%と続き、「条約を10年延長して米軍に頼る」を挙げたのは4%に過ぎなかつた⁽³¹⁾。「安保条約の基本的な枠組みを維持する」という自民党の方針を容認せざるを得ないものの、安保条約の将来や代替案としては、(実現の可能性を別として)社会党の「非武装中立」、公明党の「安保条約の段階的解消」、民社党の「有事駐留型への改定」、共産党の「安保廃棄」に与したい—世論調査の回答分布には、このような有権者の複雑な思いが浮かび上がっていた。

この調査結果について『朝日』は、同じ日の社説「安保世論調査とナショナリズム」で、「日米安保条約に対して大多数の国民が賛否を決めかねており、このような基本政策の変化は漸進的でなければならないということを示唆していると思う」と評価した上で、「一挙に右か左かの結論を急ぐ前に、各政党の（国民に対する）辛抱強い説得が必要である」と同時に、「安保政策というものの性格からみても、

(30) 同上、1968年7月9日。

(31) 同上、1969年1月9日。

いずれにせよ百分の安全はない以上、急激な変化を望むことは無理であり、時には危険が伴う（下線引用者、以下断りなき場合同じ）ゆえに、「流動する国際情勢の動向を大きく見つめながら、また国民多数の同意を形成しながら、政策実現の基盤を確立しなければならない」と指摘した。そして最後に、「現在の時点で考えるならば、国民意識で安保の弊害として多数意見が一致した諸点を改善することが先決であり、かなりの程度までそれは可能であろう」と結んでいた。

さらに『朝日』は1969年10月、日本本土と沖縄を対象とする安保・沖縄問題に関する新たな世論調査の結果を発表した。そこでは、「沖縄の米軍及び基地は日本を守るのに役立っているか否か」という問いに、「役立っていない」が本土38%で沖縄39%，「役立っている」が本土29%で沖縄24%と、意見の差がかなり拮抗した状態を示していた⁽³²⁾。この結果について同じ日の『朝日』は、「世論調査にあらわれた安保観」と題する社説で、「現在の世界情勢の中では、日米の間に安全保障に関して利益の共通する部分があり、その限りにおいて（日本の国民は）安保条約を一挙に廃棄することにはちゅうちょするが、その共通の利益とは限定されたものであり、反面、不一致や弊害が次第に認識されて来ている」と評価した上で、「各党とも、一面的に走りがちだった従来の安保政策に執着すべきではない」と断じた。

このように『朝日』は従来と変わらず、安保条約の基本的な枠組みを維持するために、安保条約に対する国民の不満を解消するように、日本の政府及び政党に強く訴えていた。しかしそこには、「国民の不満を解消する」ための具体的な方策は何も記されていなかった。

これに対して与党の自民党は、同月14日、「日米安保条約を相当長期間にわたって自動延長する」という方針を決定した⁽³³⁾。さらに同年11月21日、訪米した佐藤首相は米国のニクソン大統領との共同声明の中で、「現在の情勢下では、米軍の存在が極東における平和と安全を維持するための大きな支柱となっており、韓国及び台湾の安全は日本の安全にとって極めて重要であるゆえに、日米安保条約を堅持する」と発表した⁽³⁴⁾。既に同じ年の5月、米国政府は「日米安保条約を1970年以後も改定

(32) 同上、1969年10月1日。

(33) 同上、1969年10月10日。

(34) 前掲書『日米関係資料集』786－789頁。

せずに継続する」という基本方針を固めており⁽³⁵⁾、日米安保条約の自動延長はこれで事実上決定した。

同年12月、衆議院は解散されて総選挙に突入した。「日米安保体制の維持」を標榜する自民党に対し、社会党は「あらゆる国との平和友好関係」、公明党は「完全中立と国連に基づく集団安保体制」、民社党は「自主防衛体制およびその補完としての日米安保条約」、共産党は「平和・中立・独立・自衛」を公約に掲げて選挙戦に臨んだ⁽³⁶⁾。選挙の結果、公明党は解散前の25議席から47議席、民社党は解散前と同じ31議席、共産党は解散前の4議席から14議席と、1968年夏の参議院選挙の結果(前述)と同様に日米安保条約に対する国民の多様な意見を反映する形となった。そして自民党は解散前の272議席を上回る288議席を獲得した一方で、社会党は解散前の140議席を大きく割り込む90議席へと後退した⁽³⁷⁾。「安保条約のあり方に対する希望と現実の選択とは異なる」という有権者の意思がそこには浮かび上がっていた。

そして翌1970年2月、佐藤首相は衆議院予算委員会における質疑応答で、「朝鮮半島で武力紛争が起きた場合、日本政府は国連が『侵略の認定』をする前でも、『事前協議』制度に基いて速やかに対処する」という旨を明らかにした⁽³⁸⁾。この発言を『朝日』は同月25日付の社説「安保条約運用の問題点を解明せよ」で取り上げ、「侵略という事実の認定こそ、まずもって事前協議に対する諾否決定の物差でなければならない」との論を展開した。しかしその主張の前提にあるのは、「事前協議」制度自体への否定ではなく、その制度の存在を容認した上で「日本の安全に役立つように運用せよ」という要求に他ならなかった。

このように状況が推移するうち、同年6月22日、日米安保条約は自動的に継続することとなった。これによって安全保障政策上の争点は、返還後の沖縄に日米安保条約(「事前協議」制度を含む)が適用されるか否かに移っていた。

(35) National Security Decision Memorandum [NSDM] 13 (5/28/1969).

(36) 各党の公約は、『朝日新聞』1969年12月9日。

(37) 同上、1969年12月19日。

(38) 第63回国会衆議院予算委員会議録第3号(1970年2月23日)、4頁。

8 沖縄の返還問題と『朝日』

1967年2月1日、外務省の下田武三・事務次官は、「極東の情勢に変化のないままで日本が沖縄の返還を求めるのならば、米軍が沖縄の基地を自由に使用するのを認める覚悟が必要である」と発言した⁽³⁹⁾。これは、「返還後の沖縄における米軍の基地を日米安保条約及び『事前協議』制度の適用外として、米軍が沖縄で核兵器の持ち込み及び直接の作戦行動を自由に行うことができるようすれば、米国が沖縄の返還に応じやすくなる」という外務省内の考え方を反映したものであった⁽⁴⁰⁾。

この見解が公表された後、佐藤首相は国会の答弁で、「近い将来に沖縄が核兵器つきで返還されることは考えられない」と答弁した⁽⁴¹⁾。これに対して社会党は、「沖縄の返還を要求する闘いは、安保体制打破のカギである」として、沖縄返還の要求と安保条約の破棄とを連動させる運動方針を掲げた⁽⁴²⁾。しかし『朝日』は同年3月26日、「沖縄返還のジレンマ」と題する社説で、「仮に社会党政権の下で、安保条約が破棄された場合、沖縄は、アメリカの戦略にとってますます手放すことのできない貴重な基地となるに違いない。」ゆえに、「安保体制解消と引きかえに沖縄の現状を『長期固定化』することになるというジレンマを、社会党はどう解消するのだろうか。」と、社会党の方針に懸念を表明した。ここには、沖縄の返還方式が日米安保条約の存在自体を揺るがすような事態を避けようとする、政府と同様の姿勢が浮かび上がっていた。

そして同年10月、『朝日』は日本の本土と沖縄を対象とする沖縄問題の世論調査結果を発表した。そこでは、「同年の秋に実施される佐藤首相の訪米で沖縄の返還が議題となった場合、どのような形での返還を望むか」という問い合わせに対して、「全ての基地を撤廃しての返還」が本土では38%で沖縄が26%と最も多く、次いで「基地の使用を本土並みにしての返還」が本土29%で沖縄32%を示していた⁽⁴³⁾。

(39)(40) 『朝日新聞』1967年2月2日。

(41) 第55回国会衆議院予算委員会議録第4号（1967年3月23日），22頁。

(42) 『朝日新聞』1967年3月26日。

(43) 同上，1967年10月17日。

『朝日』は同じ日の社説「沖縄の世論調査は語る」でこの結果に触れ、「(日本)政府が米側の要望にそった安全保障観のもとに、強引に国論統一をはかろうとすれば、手厳しい反発と混乱を招くのは必至」であると指摘する一方で、「われわれは、沖縄問題の解決にあたって、軍事上の見地だけを優先させるのではなく、日米間の眞の友好と協力関係を増進させるために、高度の政治的見地に立った処理が重視されるべきであると強調してきた」のであり、「この世論調査結果は、そうした見解を事実によって支持している」と主張していた。ここには、従来どおり「親米協調」路線に立って日米安保条約に関わる問題の解決を求める姿勢が示されていた。

そして同年11月16日、訪米した佐藤首相は米国のL・ジョンソン大統領と会談した後、「日本の安全と極東の平和及び安全を確保するために日米安保条約を堅持すると同時に、沖縄の米軍基地が極東における日本等自由主義陣営諸国の安全を保障するために重要な役割を果たしていることを認める」という内容を含む共同声明を発表した⁽⁴⁴⁾。既に同年の夏、米国のA・ジョンソン駐日大使はワシントンで開かれた国家安全保障会議の席上、「米国は日米安保条約の下で朝鮮半島における武力紛争に直接対処することを認められており、今後の問題は、台湾や東南アジア諸国を防衛するために米軍を沖縄から出動させることが可能か否かである」と発言しており⁽⁴⁵⁾、上記の共同声明も、このような事態に対応するための軍事戦略に役立つよう日米安保条約及び沖縄の基地を活用する、という米国側の思惑を色濃く反映していた。

佐藤首相が帰国した後、日本の国会では沖縄の返還について質疑応答が続いたが、政府側は「沖縄の核基地に対する方針は一切明らかにしない」⁽⁴⁶⁾との立場を崩そうとしなかった。しかし同じ国会で佐藤首相は、「日本は核を作らず、持たず、持ち込ませない」という「非核三原則」を国の基本政策方針とすることを表明した⁽⁴⁷⁾。

こうした論戦の様子に『朝日』は同年12月14日付の社説「沖縄・防衛論争を深めよ」で、「防衛論争を、またしてもスレ違いの水かけ論に終わらせないためには、日米安保条約や沖縄基地のプラスとマイナスを真っ正面から取り上げて論じ合うべ

(44) 前掲書『日米関係資料集』749頁。

(45) Minutes of NSC Meeting (8/30/1967).

(46) 第57回国会衆議院予算委員会議録第3号（1967年12月12日），18－20頁。

(47) 第57回国会衆議院予算委員会議録第4号（1967年12月11日），18頁。

き」であり、「国の安全にとって、百パーセントの安全保障策というものはない」ゆえに、「その意味では、いかなる安全保障体制といえども相対的なものであって、プラスには必ずマイナスがつきまとう」と記していた。ここには、かねてから『朝日』の標榜する日米安保条約への「条件つき容認論」が、最も顕著な形で浮かび上がっていた。

9 沖縄返還協定の成立と『朝日』

1969年10月、『朝日』の発表した安保・沖縄問題に関する世論調査結果（前出）では、「返還後の沖縄における米軍基地のあり方（複数回答可）」という問い合わせに対して、「基地の全面撤去」が本土では37%，沖縄では28%と最も多く、「米軍の戦闘作戦行動及び米軍基地の数や広さを本土並みに制限する」が本土23%で沖縄23%，と高い支持を集めたが、対照的に「米軍の行動は従来どおりとする」は本土6%で沖縄5%，「核兵器を撤去し、米軍の行動は従来どおりとする」は本土2%で沖縄3%と、極めて低い支持にとどまっていた。その一方、「もし基地問題で日米間の意見が一致せずに沖縄の返還が遅れるような場合には、とりあえず基地を現状のままにして沖縄の早期返還を実現することに賛成か否か」という問い合わせには、「賛成する」が本土48%で沖縄51%と、「反対する」の本土21%で沖縄19%を大きく引き離していた⁽⁴⁸⁾。

この結果について同じ日の『朝日』は、「世論調査にあらわれた安保観」と題する社説で、「現在の世界情勢の中では、日米の間に安全保障に関して利益の共通する部分があり、その限りにおいて（日本の国民は）安保条約を一挙に廃棄することにはちゅうちょするが、その共通の利益とは限定されたものであり、反面、不一致や弊害が次第に認識されて来ている」と評価した上で、「各党とも、一面的に走りがちだった従来の安保政策に執着すべきではない」と断じた。同時期、沖縄の内部でも「基地の撤去」より「本土並み」の条件での返還を容認する声が一部の労働組合から上がり始めており⁽⁴⁹⁾、こうした空気の中で『朝日』は従来と変わらず、安保

(48) 『朝日新聞』1969年10月1日。

(49) 三木健『ドキュメント沖縄返還交渉』日本経済評論社、2000年、270-272頁。

条約の基本的な枠組みを維持するために、安保条約に対して国民の抱く不満を解消するようにと、日本の政府及び各政党に訴えていた。

こうした中で1969年11月21日、佐藤首相とニクソン米国大統領との共同声明（前出）は、「1972年中に沖縄の返還を達成するために協議する」という一節を盛り込んでいた。しかしこの共同声明では、返還後の沖縄における米軍及び米軍基地の処遇について、「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄の返還を実現する」と述べるにとどまり、「日本が『事前協議』制度に基づいて、米軍の沖縄基地における自由な行動を制限したり、沖縄への核兵器の持ち込みを拒否し得る権利を保持し得る」とは明示していなかった。

これは、米国政府が同じ年の5月に決定していた「沖縄の返還後、同地の米軍基地を朝鮮半島・台湾・ベトナムでの有事に対処するために最大限自由に活用する」、「返還に際して沖縄から核兵器を撤去するが、緊急事態における核兵器の貯蔵・通過の権利を保持することが可能となるように日本側と交渉する」⁽⁵⁰⁾という対日政策の基本方針（前出）を具体化するための措置であった。さらに米国務省のA・ジョンソン次官（駐日大使から転任した）も、この共同声明が発表された直後の記者会見で、「日本はこれまで一般的に、安保条約と在日米軍基地が単に日本を防衛するためのもので、日本以外の防衛には関心がないという態度を取ってきたが、今回の共同声明によって、他の地域に対する防衛にも関心を持ち関与することを示した点が重要である」と述べた上で、沖縄への核兵器の持ち込みについても、「日米共同声明にいう事前協議が、日本の答えがいかなる場合においても常にノーアルarmeを前提としてはいない」と言明した⁽⁵¹⁾。

これに対して『朝日』は同月23日付の社説「日米共同声明の示す明暗」で、「沖縄返還時期までにベトナム戦争が終わっていない場合、（米軍の）沖縄基地からの戦闘作戦行動を認めるかどうかが、日米交渉の重要な閑門で」あり、「この閑門を通過して交渉を進める為に与えられた日本側の選択は、返還の時期を延ばすか、それとも返還後もB52の（沖縄の基地からの）発進を認めるかの二つしかなかった」

(50) *op. cit.*, National Security Decision Memorandum [NSDM] 13 (5/28/1969).

(51) 『朝日新聞』1969年12月17日。なお、この発言の速記録は同月16日、入手した日本社会党が公表した。

けれども、「日米共同声明をめぐる疑問はあまりにも多い」と指摘した。

そして1971年6月17日、日米両国政府は沖縄返還協定に調印した。この協定では、「日米安保条約の沖縄への適用」（第2条）と、「安保条約及びその関連取り決め（「事前協議」制度を含む）に基づく米軍の沖縄における施設・区域の使用」（第3条）を定めていた⁽⁵²⁾。日本政府はこれについて、「返還後の沖縄における安保条約の取り扱いを、核抜き・本土並みとするものである」との見解を表明した⁽⁵³⁾。

しかし同年9月、『朝日』は日本の本土と沖縄を対象とした沖縄返還交渉に関する世論調査の結果を公表した。そこでは、「日米安保条約は日本や極東の平和にとって役立つか危険か」という問いに、「役立つ」が本土30%で沖縄18%に対し、「危険だ」は本土が33%で沖縄が44%に上っていた。さらに「沖縄の返還協定で、政府のいうとおり、核抜き・本土並みは実現したと思うか」という問いには、「そうは思わない」が本土で49%，沖縄が48%という高い割合を占めたのに比べ、「そう思う」は本土で18%，沖縄で15%に過ぎなかった⁽⁵⁴⁾。

そのような中、国会で沖縄返還協定の審議が始まると、野党各党は「核抜き・本土並み返還」や「本土への復帰後における米軍基地の縮小」の実現可能性に疑問を提示した。これに対して政府側は、「核の撤去について不安を残さないよう点検の方法を探求したい」⁽⁵⁵⁾、「米軍基地は、本土への復帰後に逐次縮小するように米国側と交渉する」⁽⁵⁶⁾と、抽象的な答弁に終始した。『朝日』は同年11月17日付の社説「十分な沖縄協定審議を望む」で、「政府・与党は、（協定の）自然承認の前提を外し、衆参両院で十分な審議をつくすとともに、野党の質問に対して的確に答えねばならない。」と、強い不満を表明した。しかし政府と野党との対立点が十分解消しないまま、結局同協定は「沖縄に非核三原則を適用する」という国会の決議を伴う形で成立した⁽⁵⁷⁾。そして翌1972年5月15日、沖縄は日本の本土に復帰し、沖縄県となつた。

(52) 沖縄返還協定の全文は、前掲書『日米関係資料集』822-827頁。

(53) 『朝日新聞』1971年6月18日。

(54) 同上、1971年9月27日。

10 結論

日米安保条約の延長問題について、『朝日』は「安保条約に対して世論の抱く不満を解消する」ことを条件に同条約を容認するという姿勢で取り組んでいた。当時の世論には、米軍による在日基地の使用や日本への「核兵器の持ち込み疑惑」により、安保条約に対する不満が高まっていたが、「安保条約以外に日本の安全を守る現実的な手段が見当たらない」ゆえに、「全ての不安が解消されなくとも、安保条約の継続を容認し、沖縄の早期返還を望む」という意見が多数を占めていた。

それゆえに『朝日』は、ソ連等米国と対立する陣営の国々が日米安保条約の存在に対する疑義を提起した際に、安保条約の正当性（あるいは妥当性）を強く訴えた。それと同時に、日本政府に対しては、ベトナム戦争に関する対米支援の結果として日本が戦争に巻き込まれたり、中国をはじめとする近隣諸国との関係を悪化させないように繰り返し求めた。その一方で世論や野党等安保条約反対勢力には、「日米関係の重要性」を折りに触れて訴えることにより、安保条約の廃棄を求めるような政治的・社会的運動の鎮静化に努めた。その結果、日本政府は世論の意思に応ずる形で、安保条約の無修正・自動延長及び返還後の沖縄に対する日米安保条約の適用（核抜き・本土並み返還の実現）を米国政府と合意した。

しかし『朝日』は、日米安保条約を容認する条件として、何ら具体的な内容を提示することはなかった。その結果、「日本が米国の防衛を明示しないまま自国の防衛を米国に依存する」という構造を残したまま、安保条約は自動延長と沖縄返還によって、期間と適用地域を延長することとなった。加えて前稿で指摘したとおり、「極東」の範囲が不明確なままとなり（米国政府は明確化を拒否）、「事前協議」に日本側の拒否権が明示されず、その対象も制限され（朝鮮半島での有事における核兵器を含む米軍の武力行使・物資輸送・米軍の単なる移動は事前協議の対象外），「非核三原則」に実効性を付与する措置も講じられなかった結果、安保条約に基づ

(55) 福田赳夫・外務大臣の答弁。第67回国会衆議院沖縄返還協定特別委員会議録 第3号（1971年11月11日），25頁。

(56) 佐藤首相の答弁。同上，3頁。

(57) 『朝日新聞』1971年11月23日。

く日本の対米便宜供与は、一層拡大する余地を残した⁽⁵⁸⁾。そしてこうした状況は、『朝日』の安保条約問題に取り組む姿勢に、引き続き影響を及ぼしていった。

(58) なお、沖縄返還協定批准時の「非核三原則」の決議について、当時佐藤内閣の官房長官を務めた竹下登は、後に「(非核三原則決議は) 野党(公明党と民社党)の自己満足だったかもしれない。『非核三原則』を国会承認したから(核の)持ち込みはないんだと」と語っている。同上、1995年7月1日。